

事務 事業名		コード1	27600	企業誘致促進事業	課	商工観光課					
		コード2		企業誘致奨励措置 ☐ 主要事業	所属班	労政工業班					
					電話番号	62-5339	内線				
政策 体系	基本方針	5	活力と躍動感に満ちたまちづくり			予算	会計		款	項	目
	施策	4	工業の振興			科目	一般会計		7	01	02
	施策の展開	1	企業誘致の推進			根拠	旭市企業誘致条例				
	基本事業	301	企業誘致の奨励措置			法令					

1 現状把握(Do)

(1) 事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 17 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述⇒	旭市の産業振興・企業誘致を図るため、旭市企業誘致条例に基づいて、工場等の新設・拡充をする企業に固定資産税の課税免除、奨励金の交付(排水処理施設や緑化の整備に対する助成)等の奨励措置を実施している。また企業誘致に関する事項を調査審議するため、企業誘致審議会を設置し、奨励措置等の審議・決定を行っている。 【固定資産税の課税免除】対象:投下固定資産総額3,000万円以上 免除期間:5年 【緑化事業・排水処理施設奨励金】限度額:1,000万円 【企業誘致審議会】5人(商工業関係団体、関係官公庁及び学識経験者) 【業務の流れ】 企業への税制等優遇措置等の周知⇒企業からの奨励措置申請⇒旭市企業誘致審議会開催⇒企業への決定通知

(2) トータルコスト

① 事業費の内訳(24年度の実績)	単位:千円
1.報酬費	24 旭市企業誘致審議会委員報酬
2.負担金補助及び交付金	0 企業誘致奨励措置助成金
4.※課税免除額	24,452 固定資産税の課税免除額
5.その他	0
② 延べ業務時間の内訳(24年度の実績)	単位:時間
制度PR ⇒ 申請受理 ⇒ 現地調査等 ⇒ 起案(開催通知) ⇒ 審議会開催 ⇒ 報酬支払 (24h)	

費目内訳	単位	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(決算)	25年度(計画)
1.報酬費	千円	24	24	24	48
2.負担金補助及び交付金	千円	0	0	0	10,000
4.※課税免除額	千円	4,280	4,036	24,452	5,000
5.その他	千円				
事業費計(A)	千円	4,304	4,060	24,476	15,048
うち一般財源	千円	24	24	24	10,048
正規職員従事人数	人	0.01	0.01	0.01	0.01
延べ業務時間	時間	24	24	24	24
人件費計(B)	千円	91	91	91	91
トータルコスト(A)+(B)	千円	4,395	4,151	24,567	15,139

(3) 事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(決算)	25年度(計画)
	24年度実績(24年度に行った主な活動) 企業誘致審議会 1回開催 奨励措置 ・固定資産税の課税免除 6件 ・奨励金の交付 0件 25年度計画(25年度に計画している主な活動) 企業誘致審議会 2回開催 奨励措置(固定資産税の課税免除および奨励金の交付)	ア 企業誘致審議会開催回数	回	1	1	1	2
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	イ 企業誘致奨励措置助成金交付件数	件	0	0	0	1
	・工場等の新設又は拡充を行う企業 ・排水処理施設を設置する企業及び緑化事業を実施する企業	ウ 固定資産税の課税免除	件	4	5	6	5
上位目的	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(決算)	25年度(計画)
	新たに企業が市内へ立地する。また既存企業が事業を拡大する。	ア 排水処理施設や緑化を整備する企業	件	0	0	0	1
上位目的	④ さらに、どんな上位目的に結び付けるのか	イ 工場等の新設又は拡充を行った企業	件	4	5	6	5
	雇用の場の創出、地域経済の活性化を図り、安定した市民生活を確保する。	⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	22年度(決算)	23年度(決算)	24年度(決算)	25年度(計画)
上位目的		ア 助成制度適用企業の雇用の増加数	人	40	9	39	40
		イ					

(4) 事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
企業誘致を促進するため、本市独自の特色ある優遇制度を制定。	現下の厳しい経済情勢を背景に、今後も企業誘致活動が厳しくなることが予想されるが、優良企業の誘致、さらには既存工場への支援等を引き続き行い、雇用の創出、経済の活性化を図る。	市内企業から優遇制度の要件についての緩和や、制度を知らなかったなどの意見があった。

事務事業名	企業誘致促進事業 企業誘致奨励措置	課名	商工観光課	班名	労政工業班
-------	----------------------	----	-------	----	-------

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	企業誘致を促進することは、雇用の創出につながるるとともに地域経済の活性化を図る上で重要な取り組みである。本事業は、企業誘致活動を積極的に進めるためにも必要不可欠である。
	② 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	誘致企業の立地や既存企業の工場拡充等への支援は、雇用の創出、地域経済の活性化といった施策を遂行する上で、有効な事業である。
	③ 行政関与の妥当性 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	雇用の場の確保、若者の流出を防ぎ、地域経済の活性化を図る上で、市が主体となって、新規立地企業・既存企業への支援を行う必要がある。
有効性 評価	④ 成果の現状水準 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】	拡充の企業は一定程度あるが、新規に立地する企業が少ないため、今後、優良企業の誘致活動を積極的に進めていくことにより、更に地域経済の活性化、雇用の創出が図れるため、見直し余地がある。
	⑤ 成果の向上余地 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとうか？	☒ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】	優秀な労働力を供給できることと奨励措置のPRを行う。また、道路整備や企業撤退後の空きスペース情報の提供を行うことで、成果を向上させることはできる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☒ 他に手段がある ↳ (1) 事務事業名：(千葉県の企業誘致事業) (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☒ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】	県の優遇措置と合わせてPRパンフレットを作成するなどの連携が可能である。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 (表面トータルコストの事業費部分) 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	事業費の削減は、成果が下がる恐れがあり、削減余地がない。
	⑧ 人件費の削減余地 (表面トータルコストの人件費部分) やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	企業の立地や既存企業の工場拡充等への支援を行うため、必要なコストと考えられる。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 公平・公正である ⇒【理由】	市内企業で拡充を行う場合に、奨励措置や課税免除の制度を知らない可能性があるため、一層の事業周知を行う必要がある。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	雇用の創出を図る上で企業誘致は市の産業政策の中で重要な課題である。税制面の優遇措置等を図り、企業から旭市を選んでいただける環境づくり、企業の人材の確保は必要不可欠である。なお、制度をPRした新規企業の誘致に更に努めるとともに、企業誘致審査会の活動についても単に奨励措置の審査から企業誘致の提言等もいただく組織改善が必要。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可)※2〜3年後を目処にした方向性 ☐ 目的再設定 ☐ 行政関与の見直し ☒ 事業のやり方改善による成果向上 ☐ 事業統廃合・連携(関連事業:) ☐ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☒ 受益機会の適正化 ☐ 費用負担の適正化 ☐ 廃止・休止			(3)改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
			コスト																					
			削減	維持	増加																			
成果	向上			○																				
	維持																							
	低下																							
(2)改革改善案について※いつまでに、なにを、どうするのか？ ①企業撤退後の空きスペース情報等の把握による情報活用(H25年度から、きめこまやかな市内の情報把握) ②企業誘致の優遇措置の情報提供を広く外部に発信(H25年度から従業員30名以上の事業者への情報提供) ③企業誘致審査会の有効活用(H25年度より単に奨励措置等の審査のみから企業誘致についての各種の意見交換等を行う組織体制の改善)																								
(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 ①企業の空きスペースの情報活用については、「宅地建物取引業法」との関連に留意する必要があると思われる。 ②企業から「選ばれる市」となるためには現政策と併せ他の支援策も必要。(工業用水の確保等)																								